

～正しい申告について～

★失業等給付金受給にあたり、不正行為が行われた場合は不正受給となり、不正行為があった日以降の基本手当等是不支給となります。また、それまでに不正に受給した金額の返還及び支給を受けた金額の2倍に相当する額以下の金額の納付（損害賠償金）が命ぜられることとなります。

不正受給の典型例

- 実際には行っていない求職活動を、「失業認定申告書」に実績として記すなどの偽りの申告を行った場合。
- 就職や就労（パート、アルバイト、派遣、試用期間、研修期間、日雇いなどを含みます。）したにもかかわらず、「失業認定申告書」にその事実を記さず、偽りの申告を行った場合。
- 自営や請負により事業を始めているにもかかわらず、「失業認定申告書」にその事実を記さず偽りの申告を行った場合。
- 内職や手伝いをした事実及びその収入を「失業認定申告書」に記さず、偽りの申告を行った場合。
- 会社の役員に就任（名義だけの場合も含む）しているにもかかわらず、「失業認定申告書」に記さず、偽りの申告を行った場合。

不正受給となった場合はすみやかに支給した金額の返還及び損害賠償金の納付をしていただく事となりますが、民法の規定により、納付日に応じて別途延滞金が発生します。

また、納付が滞る際は預貯金口座等財産の差し押さえを行う場合があります。

不正に受給した金額は自己破産しても免責されません。したがって、安定所に提出する書類には事実をありのまま記入し、不正に雇用保険を受給することのないようにしてください。